

東栄町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民の再生可能エネルギー利用を積極的に支援するために、住宅用太陽光発電システム等(以下「システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、町内にシステムを設置するもの(以下「補助対象者」という。)に対し、その経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギー利用推進と地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「システム」とは、次の各号に掲げる設備をいう。

- (1) 住宅用太陽光発電施設 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連係された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの。(戸建住宅の場合は、太陽電池の最大出力(構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)10キロワット未満の設備に限る。)
- (2) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバーター等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 町内の住宅において発生した電力を使用するためシステムを設置しようとする者で、電力会社と電力受給契約を締結していること。
- (2) 町税を完納している者。
- (3) 過去に、本補助金の交付を受けていない住宅。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象設備の設置に要する費用とする。

- 2 補助金の額は、別表第 1 に定める額とする。
- 3 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、システムに係る設置工事の着手前に、東栄町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書(様式第1)(以下「交付申請書」という。)に揚げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置事業費がわかる書類(工事請負契約書・見積書等)の写し
 - (2) システムの仕様がわかるパンフレット等
 - (3) システムを設置しようとする住宅の位置図
 - (4) 工事着工前の現況写真
 - (5) 納税証明書(町税が賦課されていないものは町県民税非課税証明書)
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の交付申請書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定及び通知等)

第 7 条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定した時は、当該申請者に対しその旨を東栄町住宅用太陽光発電システム等補助金交付決定通知書(様式第2)により通知する。
- 3 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付決定日以降にシステムの工事を着手することができる。

(交付の条件)

第 8 条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、当該システムを法定耐用年数の期間継続して使用すべきこととするほか、必要な条件を付するものとする。

(計画変更等の承認)

第 9 条 交付決定者は、補助金の交付の決定の通知を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止、若しくは廃止しようとするときは、速やかに東栄町住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業計画変更等申請書(様式第 3)(以下「事業計画変更等申請書」という。)を町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 町長は、第 1 項事業計画変更等申請書の提出又は、前項の報告があった場合には、補助交

付の決定を取り消し、又は変更内容を審査し交付の変更を決定する。

- 4 町長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を履行したときは、東栄町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金変更決定通知書(様式第4)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 交付決定者は、事業を完了した時は、完了日から起算して30日以内または当該年度の3月15日のいずれか早い期日までに東栄町太陽光発電システム等補助事業実績報告書(様式第5)(以下「実績報告書」という。)に次の書類等を添付して、町長に提出しなければならない。

(確定通知)

- 第11条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は東栄町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の額の確定通知書様式第6)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第12条 交付決定者は前条の補助金の交付額確定の通知を受けたときは、速やかに東栄町住宅用太陽光発電システム等設置費補助請求書(様式第7)による請求をしなければならない。

(処分の承認)

- 第13条 交付決定者はシステムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ東栄町住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業により取得した財産の処分に関する承認申請書(様式第8)を提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

- 第14条 町長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により補助金をうけたとき。
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (3) 前条の規定によりシステムを処分したとき。

(補助金の返還)

- 第15条 町長は、補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、東栄町太陽光発電システム等設置費補助金返還請求書(様式第9)に変換の理由を記載し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 前項の期間内に返還しないときは、当該請求金額に東栄町税外収入に係る延滞金に関する条例に規定する割合により計算した金額を加算して返還しなければならない。

(協力)

第 16 条 町長は、補助対象者に対し、必要に応じてシステムの運転状況に関するデータの提供その他協力を求めることができる。

(雑則)

第 17 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

補助の区分	設備の種類	補助金の額
単独補助	定置用リチウムイオン蓄電池	補助対象経費の額とし、 150,000円 を限度とする。なお、他の補助対象設備と同時に申請する場合は、一体的導入による補助を優先とする。
一体的導入補助	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム(HEMS) 定置用リチウムイオン蓄電池	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨てた値とする。ただし、出力の合計値が4キロワットを超える場合は、4キロワットとして算出する。以下同じ。)に13,200円を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額)に住宅用エネルギー管理システム(HEMS)及び定置用リチウムイオン蓄電池に係る補助対象経費の額を加算した額とし、162,800円を限度とする。